別記様式第2号（第5条関係）

産山村指令第　　　号

名称

　　　年度阿蘇中央高等学校進路指導及びクラブ活動事業費

補助金交付決定及び額の確定通知書

　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　　　号で申請のあった　　　　年度　　　　　高等学校進路指導及びクラブ活動事業費補助金については、産山村阿蘇中央高等学校補助金交付要項第5条の規定により、交付の条件を付して次のとおり交付することに決定し、併せてその額を確定したので通知します。

　　　　年　　月　　日

産山村長

1　補助金の確定額は次のとおりとする。

補助金の確定額　金　　　　　　　　円

交付の条件

1　事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、村長の承認を受けなければならない。

2　補助事業を中止し、又は廃止する場合は、村長の承認を受けなければならない。

3　事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに村長に報告してその指示を受けること。

4　補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を補助対象年度の翌年度から5年間保管すること。